

## 淀川区民まつり実行委員会設置要綱

### (設置)

第1条 淀川区民まつり（以下「区民まつり」という。）の実行を目的として、淀川区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 多くの区民がつどい、交流をする機会として、「淀川区民まつり」を実施するため、企画段階から住民ニーズを把握し、円滑な運営を図ることを目的とする。

### (組織)

第3条 実行委員会は、趣旨に賛同する委員で組織する。

2 委員の定員については特に定めない。

### (委員長)

第4条 実行委員会に委員長、副委員長（若干名）を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

4 委員長に事故等ある時は、副委員長のなかから、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (任務)

第5条 実行委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 区民まつりの企画及び運営
- (2) 区民まつりへの協力及び参加

### (任期)

第6条 委員の任期は、その年度の区民まつり終了までとする。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、淀川区役所に置く。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。